

①報告の流れ

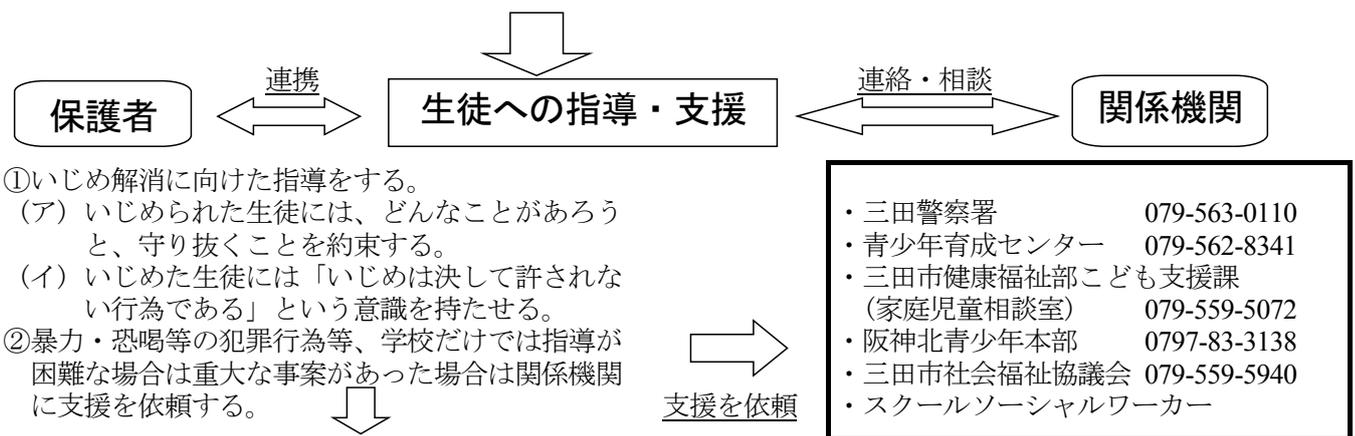
- 情報を得た教職員
- 当該生徒の担任・学年主任等
- 生徒指導部長・教頭
- 校長
- 県教育委員会

- ②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。  
(その後は適宜連絡)

**いじめ対応チームの招集・指揮(校長)**

(いじめ対応チームで緊急対策会議の開催)

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解
- ②調査方針及び分担を決定
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定
- ④2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握して、いじめ対応チームに報告
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成(当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等)
- ⑥職員会議で報告、職員全体で共通理解



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
  - (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと、守り抜くことを約束する。
  - (イ) いじめた生徒には「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合は重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

・三田警察署	079-563-0110
・青少年育成センター	079-562-8341
・三田市健康福祉部こども支援課 (家庭児童相談室)	079-559-5072
・阪神北青少年本部	0797-83-3138
・三田市社会福祉協議会	079-559-5940
・スクールソーシャルワーカー	

**今後の対応**

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動を継続していく。

※生命または身体の安全がおびやかされるような重大事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※インターネット上でのいじめへの対応

インターネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- ①生徒に、インターネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等ではいじめの情報を積極的に入手するように努める。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」につながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を適宜効果的に実施する。